

## 公益財団法人日本セーリング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、連盟ホームページにて公開している。<https://www.jsaf.or.jp/hp/>

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度末の理事会において、当連盟ビジョンを策定決議。策定に当たっては、プロジェクトチームで原案を作成し、加盟団体、常任委員会、理事会で広く意見を募りながら検討を行った。</li> <li>・現在は2020年度の単年度実行計画に反映させ、各種事業を実施している。</li> <li>・現在、2030年度をゴールとする長期目標、および2022年から始まる4年間の中期計画を2021年度中に策定し、2022年度には公表する予定。</li> <li>・長期目標、および中期計画の策定にあたっては、ビジョンを策定した際に構成された横断的なプロジェクト・チームで原案を策定し、専門委員長会議、理事会等で幅広く意見を募っていく予定。</li> </ul>	・2020年2月22日理事会資料
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期目標、および中長期計画の策定と並行して、人材の採用及び育成に関する計画も策定する予定。</li> </ul>	・2020年2月22日理事会資料
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業年度ごとに事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについて理事会で審議・承認を行っている。</li> <li>・財務の健全性を確保した事業計画を内閣府に提出するとともに、HPで公表している。また、事業計画の策定に際しては、関係の役職員からヒアリングを行っている。</li> <li>・これに加えて、上記長期目標、および中長期計画の策定と並行して財務に関する計画も策定する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・監事監査規程</li> <li>・経理規程</li> <li>・経理事務規則</li> <li>・決裁規程</li> <li>・特定費用準備資金等取扱規程</li> </ul>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年5月27日理事会決議により、女性理事比率について以下を決定。 長期目標：30% 当面の目標（2020年度迄）： ①連盟会員女性比率に見合った役員女性比率を目指すこと。 ②具体的目標比率：20%とし、当面は以下の実現を目指すこと。 【理事定数増員後の女性目標比率：4名／32名≒13%以上】 (2020年6月現在、理事定数32名中8名(25%))</li> <li>・外部理事（ガバナンスコードによる定義）は、2020年6月時点で、12名（38%）（会社経営者8名、弁護士2名、過去4年規定該当2名）</li> <li>・目標の達成に向けた具体的な方策や人材の計画的な育成については、理事の選出の仕組みや理事会の構成に大きくかわるものであることから、2026年度の役員改選時（評議員は2028年度）からの適用に向けて検討を行う。その際、外部理事の定義についても、「役員候補者選考方法等に関する規程」を新設しこれに明記する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年5月27日理事会資料</li> <li>・理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）</li> <li>・役員名簿</li> </ul>

## (様式5)

## スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年5月27日理事会決議により、女性評議員比率について、以下を決定。</li> <li>①連盟会員女性比率に見合った役員女性比率向上を目指すこと。</li> <li>②具体的目標比率：20%（10名/51名）とし、当面は以下の実現を目指すこと。</li> <li>・2020年6月時点は、女性評議員は4名(8%)、外部評議員は11名(22%)</li> <li>・目標達成へ向けた更なる具体的な取り組みは、2028年度からの適用へ向けて検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年5月27日理事会資料</li> <li>・役員名簿</li> </ul>
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年6月18日理事会において、アスリート委員会設置決議。</li> <li>・アスリート委員会代表者を連盟理事とすることにより、同委員会意見を組織運営に反映させている。</li> <li>・アスリート委員会の任務は、同委員会規程において <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) セーリングスポーツに関するあらゆる事案について、セーリングアスリートである連盟会員の意見をまとめ、連盟の意思決定機関に対して、その意見を代弁すること。</li> <li>(2) 連盟アスリート委員会の役割を、セーリングアスリートである連盟会員に対して広く認知を進めること。</li> </ul> </li> <li>・これまで、アスリート委員会の議事録は作成していないため、今後は開催の都度、作成、公表していくこととする。</li> <li>(2021年度適合性審査時には、アスリート委員会の開催状況（年1回以上開催）及び委員会議事録を証憑書類とする。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスリート委員会規程</li> <li>・理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）</li> <li>・委員会名簿</li> </ul>
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事定数の適正規模を定め、それへ向けた定数削減を検討する。（2026年度中をめどに理事会において方向性を決定する予定。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）</li> </ul>
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）において、役員定年を以下の通り規定している。</li> <li>第2条（役員の定年）</li> <li>役員推薦候補者は、就任時に満20歳以上満75歳未満であることを要する。但し、会長ならびに副会長以外の候補者の定年は70歳とし、就任時にこれを超えないこととする。</li> <li>・ガバナンス・コードでは、「外部理事について、他の理事とは異なる年齢制限を設ける又は年齢制限の対象外とすることも考えられる」としていることから、2026年度中をめどに理事選出の仕組みを検討する過程において、外部理事定年対象外の可能性についても検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）</li> </ul>

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）において、役員任期制限について以下の通り規定。第3条（役員任期制限）</li> <li>会長ならびに全国加盟団体代表者会議から推薦された役員候補者への任期制限を設けない。</li> <li>2 水域による推薦候補者の任期は、1期2年間で他水域による推薦を含め、最大3期までとする。但し、退任後、1期以上の期間、水域推薦理事として就任していない場合の就任には、新たに上記任期制限を適用する。</li> <li>3 委員会による推薦候補者の任期は、1期2年間で最大3期までとする。</li> <li>4 前項2及び3にかかわらず、理事会が必要と認めた場合は、理事推薦候補者として行うことができる。</li> <li>・2026年度中をめどに、現行の役員任期制限の見直しについて検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）</li> </ul>
		②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること		
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）において、「役員候補者の各水域、会長ならびに委員会からの推薦や、全国加盟団体代表者会議からの推薦投票を行うに当たっては、役員候補推薦管理委員会を設けて、これを行う。」としている。</li> <li>・同管理委員会は、連盟理事会とは独立した機関として設置しているが、委員に外部有識者が含まれていない。このため、2026年度中をめどに、理事会において方向性を審議・決定予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）</li> </ul>
11	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種規程等を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動規範</li> <li>・倫理規程</li> </ul>

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務規程</li> <li>・倫理委員会規程</li> <li>・倫理規程</li> <li>・運営規則</li> <li>・クラブ等の団体の加盟に関する規則</li> <li>・会議運営ガイダンス</li> <li>・委員会運営ガイダンス</li> <li>・評議員会運営ガイダンス</li> <li>・全国代表者会議運営ガイダンス</li> <li>・理事及び監事推薦候補者管理委員会運営ガイダンス</li> <li>・評議員の選定委員会運営規程</li> <li>・会員に関する規程</li> <li>・情報公開規程</li> <li>・個人情報保護に関する基本方針・管理規程・利用目的</li> <li>・リスク管理規程</li> <li>・公益通報者保護規程</li> <li>・コンプライアンス規程</li> </ul>
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開規程</li> <li>・個人情報保護に関する基本方針・管理規程・利用目的</li> <li>・リスク管理規程</li> <li>・公益通報者保護規程</li> <li>・コンプライアンス規程</li> <li>・通報相談処理規程</li> <li>・文書取扱規程</li> <li>・事務局処務規程</li> <li>・連盟マークの使用規程</li> <li>・名刺の作成基準</li> </ul>

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、及び事務局職員の給与を定める給与規程を整備している。	・役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程 ・職員就業規則 ・職員退職金規則
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。	・決裁規程 ・特定費用準備資金等取扱規程 ・契約規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・財政的基盤を整えるための規程は整備していない。今後、連盟の中長期計画策定及び実行プロセスにおいて、2023年度を目処に必要な規程等の整備を行う。	
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスリート委員会を設置して、アスリートの権利保護を図っている。</li> <li>・役員倫理規程第3条において差別の禁止を定めているほか、通報処理相談規程等において、アスリートの権利保護に関する体制を整備している。</li> <li>・加盟団体規程第9条において加盟団体が「アスリートの権利利益を保護し、及び心身の安全を確保すること」を求めている。</li> <li>・アスリート委員会を設置して（1）セーリングアスリートの声集約、セーリングアスリートのさまざまな環境改善への寄与（2）セーリングアスリートの支援、権利擁護、を図っている。</li> <li>・倫理規程第1条において、連盟役員及びその活動に関与する者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを定めている。</li> <li>・オリンピック競技大会等については、その都度代表選手選考に関する基本的考え方を連盟ホームページにおいて公開し、公平かつ合理的な選考を行っている。</li> <li>・国民体育大会セーリング競技における各都道府県代表選手、監督の選考については、公益財団法人日本スポーツ協会が定める「国民体育大会開催基準要項細則3 本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）」に定める参加基準に従い、各都道府県体育協会会長が代表として認め選抜した者としており、連盟としての独自規程は整備していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスリート委員会規程</li> <li>・倫理規程</li> <li>・2020年東京オリンピック代表選考に関する基本的な考え方</li> <li>・国民体育大会開催基準要項及び同細則（2020年3月12日付）</li> </ul>

## (様式5)

## スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーリング競技における審判機能はその大会のレース委員会、プロテスト委員会、テクニカル委員会がそれぞれ担当しており、審判の概念が他の競技と比べて広がっている。なお、抗議に対する審問を行い判決を下すのはプロテスト委員会である。(証憑1)</li> <li>・各々の大会のレース委員会、プロテスト委員会、テクニカル委員会メンバーである「レースオフィシャルズ」は、その大会の主催者が任命する。(証憑2)</li> <li>・その大会のプロテスト委員会の判決または手順に不服がある場合は、当連盟の最高審判委員会に上告することが出来る。(証憑3)</li> <li>・レースオフィシャルズの資格制度を設けている。</li> <li>・レース委員会：レースオフィサー (NRO、ARO、LRO) (証憑4)</li> <li>・プロテスト委員会：ナショナルジャッジ (A級、B級)、ナショナルアンパイア (証憑5)</li> <li>・テクニカル委員会：公式計測員 (証憑6)</li> <li>・連盟主催、全国大会レベルのレースオフィシャルズについての資格基準・人数を設けている。(証憑7)</li> <li>(例) レース委員会：ナショナルレースオフィサー 1名以上 プロテスト委員会：A級ナショナルジャッジ 3名以上 テクニカル委員会：当該クラスの公式計測員 1名以上</li> <li>・その他の大会でのレースオフィシャルズの選任基準は、各レースオフィシャルズ規定に例示されている</li> <li>・国際大会のインターナショナル・ジュリー・メンバーは、海外メンバーも含め当連盟のチェック・承認を要することとしている。(国際セーリング連盟World Sailingが任命する大会を除く) (証憑8)</li> <li>・国内での上告を否認する大会は、プロテスト委員会メンバーは当連盟のチェック・承認を要すること及びJSAFルール委員会からの派遣委員を受け入れることを要件としている。(証憑9・10)</li> <li>・国内で開催される国際大会において大会主催団体がJSAFにインターナショナル・ジュリー・メンバーのうち日本人(一部または全部)の選考を依頼した場合には、JSAFはこれを公募すること、及び、その応募資格、選考基準、選考方法を定めた規定を定めて公開している。(証憑11)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. セーリング競技規則 (RRS) 60、A5など</li> <li>2. セーリング競技規則 (RRS) 89.2</li> <li>3. セーリング競技規則 (RRS) 70</li> <li>4. レースオフィサー規程</li> <li>5. ナショナルジャッジ・ナショナルアンパイア規程</li> <li>6. 公式計測員規程</li> <li>7. レース運営規則 第1章3条、第2章3条</li> <li>8. 日本セーリング連盟規程7</li> <li>9. 日本セーリング連盟規程4、</li> <li>10. NJNU規程13条</li> <li>11. 国際大会へ派遣するジャッジ等の選考に関する基準</li> </ol>
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、外部コンサルタントからのサポートを必要に応じて得られる体制を構築している。</li> <li>・ガバナンスコード対応については、虎ノ門協同法律事務所との間で業務委託契約を締結し、運用開始当初に伴う諸事項について相談をする体制を構築している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年4月1日付虎ノ門協同法律事務所との間の業務委託に関する契約書</li> </ul>

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理規程において、倫理委員会を設置することを定めている。</li> <li>・倫理委員会規程において、倫理委員会の役割、権限事項を定めている。</li> <li>・コンプライアンス規程において、コンプライアンス委員会の設置、役割、権限事項を定めている。</li> <li>・倫理委員会は連盟常任委員会を、コンプライアンス委員会はコンプライアンス担当理事（専務理事）を委員長、委員を総務委員会委員をその構成メンバーとしていることから、現状では外部委員が存在しないため、2021年度中をめどに、理事会において方向性を決定する予定。</li> <li>・連盟常任委員会（コンプライアンス担当理事：専務理事が常時出席）において、総務委員長が陪席することにより、実質的には常任委員会をコンプライアンス委員会として運営しているが、2021年度中を目的に、倫理委員会とコンプライアンス委員会の役割分担の明確化等、コンプライアンス委員会の独立開催へ向けた方向性、運営方法を決定する予定</li> </ul> <p>（2021年度適合性審査時には、コンプライアンス規程、倫理規程、倫理委員会規程等の改訂後規程を証憑書類とする予定。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理規程</li> <li>・倫理委員会規程</li> <li>・コンプライアンス規程</li> </ul>
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会には、弁護士が含まれている。</li> <li>・倫理委員会構成員には、弁護士、公認会計士、学識経験者等（外部理事）のうち会社経営者は含まれているが、2021年度中をめどに、連盟としての外部理事の規定を定める等、理事会において今後の倫理委員会における有識者の継続的配置等、同委員会の運営の方向性を決定する予定。（2021年度適合性審査時には、外部理事の規定を明確化し、実態を開示する予定。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理委員会名簿</li> <li>・コンプライアンス委員会名簿</li> </ul>
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動規範、倫理規程において、役職員の法令遵守について定め、周知を行っている。</li> <li>・2019年度は、連盟役職員（理事、監事、専門委員会委員長、加盟団体理事長クラス）を対象に、2回のコンプライアンス研修を実施した。</li> <li>・2020年度も、上記コンプライアンス研修を継続実施するとともに、受講対象者の拡大について検討を行い実施する予定である。（2021年1月及び2月に開催予定。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動規範</li> <li>・倫理規程</li> <li>・2019年度及び2020年度コンプライアンス研修実施に関する資料（開催要項等）</li> <li>・2020年度コンプライアンス研修実施に関する資料</li> </ul>
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピック代表候補選手、ナショナルチーム、およびそれらの指導者は、JOC主催の研修に参加させているほか、独自の研修も実施している。</li> <li>・IFが規定している国際セーリング競技ルールには、ガバナンス、コンプライアンスに関する条項が含まれており、一般の選手、指導者に対しては連盟普及指導委員会、及び連盟ルール委員会主催の講習会において、これを取り上げることにより、ガバナンス、コンプライアンス研修を実施している。</li> <li>・今後は、上記研修の中に連盟独自のコンプライアンス研修の実施について検討（外部委託を含む）するとともに、順次受講者層の拡大を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピック代表候補選手、ナショナルチーム、及びそれらの指導者に対する連盟独自研修資料</li> </ul>

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>・レースオフィシャルズのうちA級ジャッジとアンパイアに対しては、ジャッジ・アンパイアとしてのあるべき姿や心構え、選手等に対する言動における注意事項、不公正な判定の防止等、ジャッジ・アンパイアに求められるスキルの一部としての基本的なコンプライアンス教育を、認定時、4年毎の更新時およびその他の機会に、実施している（証憑1、2）。</p> <p>・レースオフィシャルズのうちA級ジャッジに対しては、選手・指導者等によるコンプライアンス違反への対応についても、認定時、4年毎の更新時およびその他の機会に教育している。具体的には、競技会中のコンプライアンス違反に対してジャッジが取るべき措置が競技規則中に定められており（証憑3、4、5、6）、他の競技規則と同様にジャッジが習得すべき知識・スキルとしての手順、対象人物の権利保護、判定基準などについて教育している。</p>	<p>1. World Sailing ジャッジ・マニュアル、アンパイア・マニュアル（IF発行、NF翻訳）。</p> <p>2. 連盟ナショナルジャッジナショナルアンパイア規程5条、11条。</p> <p>3. セーリング競技規則7条及び69条。</p> <p>4. 日本セーリング連盟規程3。 <a href="http://www.jsaf.or.jp/hp/wp-content/uploads/2014/05/b718a35b5e4ed616acbc313191e9e6a.pdf">http://www.jsaf.or.jp/hp/wp-content/uploads/2014/05/b718a35b5e4ed616acbc313191e9e6a.pdf</a></p> <p>5. World Sailing 懲戒規定。 <a href="https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/Reg35App6_20170126.pdf">https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/Reg35App6_20170126.pdf</a></p> <p>6. World Sailing 不正行為に関するガイダンス。 <a href="https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/2017WorldSailingMisconductGuidance-[22804]J20180123.pdf">https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/2017WorldSailingMisconductGuidance-[22804]J20180123.pdf</a></p> <p>7. <a href="https://www.ussailing.org/competition/resources/safesport-us-sailing/">https://www.ussailing.org/competition/resources/safesport-us-sailing/</a></p> <p>8. 「まんがでわかるみんなのスポーツ・コンプライアンス入門」一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構著、株式会社学研プラス発行。</p>
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>・弁護士、公認会計士等、必要に応じて専門的見地からアドバイスを受けられる体制は整備している。</p> <p>・外部顧問会計士による定期的な往査時の他、日常的に相談を行う体制にある。</p> <p>・JSAFの組織内（理事、監事、総務委員会）に弁護士資格者を複数確保しており、法律的事項に関しては随時相談を行える体制にある。</p> <p>・実効性の高い体制を確保すべく、今後PDCAサイクルに沿った活動を進めていく。</p>	<p>・定款</p> <p>・監事監査規程</p> <p>・経理規程</p> <p>・経理事務規則</p> <p>・決裁規程</p> <p>・特定費用準備資金等取扱規程</p> <p>・顧問規程</p>

## (様式5)

## スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状態及び正味財産増減並びにキャッシュフローの状況を適時に把握し、透明性をもって報告を行うべく、公正妥当と認められる公益財団法人会計の基準に基づき、業務を進めている。</li> <li>・会計・経理に関する取引の正確性、迅速性を確保すべく支払申請処理に関しては、適切に牽制機能を働かせて日々チェックを行っている。</li> <li>・連盟監事による監査、及び公認会計士による外部監査により取引の検証や内部統制のレビューを受けている他、関係省庁の実地検査、公益認定等委員会による立ち入り検査を通じて、公正な会計原則の遵守状況のチェックを受けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・監事監査規程</li> <li>・経理規程</li> <li>・経理事務規則</li> <li>・決裁規程</li> <li>・特定費用準備資金等取扱規程</li> <li>・監査報告書</li> </ul>
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等の利用に関しては、法令、ガイドライン等への遵守に留意のうえ事業活動を遂行する他、関係省庁等による実地検査によるチェックを受けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理規程</li> <li>・コンプライアンス規程</li> </ul>
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表、収支報告書、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画書、収支予算書、定款、役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程、理事会議事録を事務所内で保管する他、HP上で開示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟ホームページ</li> </ul>
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選手選考基準に関する規程は整備していないが、オリンピック競技大会等については、その都度代表選手選考に関する基本的考え方を連盟ホームページにおいて公開するとともに、ナショナルチームメンバーへは説明会を開催することにより、公平かつ合理的な選考を行っている。</li> <li>・オリンピック競技大会等については、選手以外のスタッフの役割についても連盟ホームページにおいて公開し、公募の機会を提供している。</li> </ul>	2017.12.4 2020年東京オリンピック代表選考に関する基本的な考え方 2018.12.17 2020年東京オリンピック セーリング競技 日本代表選考要綱 2019.5.29 2020東京オリンピック セーリング競技選手団スタッフ編成方針について 2019.3.22 2020年東京オリンピック代表選考指定大会でのオリ強コーチおよびスタッフの役割について
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟のガバナンスコード順守状況について、連盟のホームページにより公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟ホームページ</li> </ul>

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理規程第1条において「(連盟役職員)及びその活動に関与する者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保すること」を規定している。</li> <li>・従来は、契約については契約規程に基づき、適切な手続きのもとに進めてきたほか、利益相反が疑われる場合には個別判断をしてきている。</li> <li>・2022年度中をめどに、利益相反ポリシーを理事会において決議し、当該ポリシーに基づいた適切な管理を行うこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理規程</li> <li>・契約規程</li> </ul>
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、利益相反ポリシーは策定していない。</li> <li>・2022年度中をめどに、利益相反ポリシー作成を理事会において決議し、当該ポリシーに基づいた適切な管理を行うこととする。</li> </ul>	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報相談処理規程により、連盟会員、連盟ならびに連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体(以下、「連盟加盟団体等」という。)の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者が利用できる通報相談窓口を設置し、HP等において周知を行っている。</li> <li>・通報相談処理規程第7条において、相談内容に関する守秘義務を定めている。</li> <li>・同規程第11条において、相談者に対する不利益取扱いを禁止している。</li> <li>・2020年度から、通報相談に関する研修を実施し、NF役職員及び連盟加盟団体関係者に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報相談処理規程</li> </ul>
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報相談窓口は、連盟事務局及び連盟が指定する所定(外部)の弁護士事務所となっている。</li> <li>・通報相談窓口が調査を要請する機関は、①倫理委員会②コンプライアンス委員会③最高審判委員会④総務委員会⑤連盟事務局⑥連盟が指定する所定(外部)の法律事務所のいずれかとしている。</li> <li>・連盟の機関等に事実の調査をさせることが不相当であるときは、理事会の決議によって設置する外部の第三者による委員会(以下、単に「第三者委員会」という)にその調査をさせることとしている。</li> <li>・現行の通報相談処理規程について、調査主体が複数存在する点を見直し、懲戒処分に至るまでの手続きをより明確にするため、2020年度中に改定を行う予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報相談処理規程</li> </ul>

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選手・指導者等及びIF認定オフィシャルズに対しては、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を、IFが定めて周知している（証憑1、2、3）。このIFが定める処分過程におけるNFの処分審査は、JSAF倫理委員会（および同委員会の諮問を受けた最高審判委員会）が行うことをJSAFが定めて周知している（証憑4）。</li> <li>・倫理規程第6条において、連盟役員等が倫理規程に違反した場合の調査等の手続を定めている。</li> <li>・理事については定款第26条において職務上の義務違反や心身故障のため職務執行に支障がある場合等については、評議員会の決議によって解任できることとしている。</li> <li>・懲戒規程において、連盟役員等の懲戒の種類、手続を定め、HP等において周知を行っている。</li> <li>・聴聞の機会の付与・処分結果の通知・不服申立等の告知手続の明示方法等については、2020年度中に連盟関連規程との整合性も図りながら改定を行う予定である。また、同改定において、懲戒手続の一連の流れも明確化する予定である。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. セーリング競技規則7条、69条。</li> <li>2. World Sailing規程35（懲戒、異議申し立て及び再審規程）。 <a href="https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/Reg35A_pp6_20170126.pdf">https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/Reg35A_pp6_20170126.pdf</a> <a href="https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/Reg35partC_20170201.pdf">https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/Reg35partC_20170201.pdf</a> <a href="https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/Reg35partG_20170201.pdf">https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/Reg35partG_20170201.pdf</a></li> <li>3. World Sailing不正行為に関するガイドランス。 <a href="https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/2017WorldSailingMisconductGuidance-[22804]J20180123.pdf">https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/2017WorldSailingMisconductGuidance-[22804]J20180123.pdf</a></li> <li>4. 日本セーリング連盟規程3条の2。 <a href="http://www.jsaf.or.jp/wp-content/uploads/2014/05/b718a35b5e4ed616acbc313191e9e6a.pdf">http://www.jsaf.or.jp/wp-content/uploads/2014/05/b718a35b5e4ed616acbc313191e9e6a.pdf</a></li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・倫理規程</li> <li>・懲戒規程</li> </ul>
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高審判委員会の委員は、競技および競技規則に関する経験と知識を有し、かつ人格・見識ともに他に卓越するものの中から、理事会の同意を得て会長により委嘱される（証憑1）。</li> <li>・倫理委員会は、倫理規程の定めにより連盟常任委員会がその任にあたり、現状においては会社経営者（外部理事）が委員として配置されているものの、中立性及び専門性を必ずしも有していない。</li> <li>・2021年度中を目処に、処分審査を行うものの中立性、専門性の確保について検討を行う。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高審判委員会規則7条。 <a href="http://www.jsaf.or.jp/wp-content/uploads/2014/05/b8cae31122d2ea7424d093a2af98f832.pdf">http://www.jsaf.or.jp/wp-content/uploads/2014/05/b8cae31122d2ea7424d093a2af98f832.pdf</a></li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理委員会規程</li> <li>・倫理規程</li> <li>・倫理委員会名簿</li> </ul>
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年12月8日の連盟理事会において、競技に関して連盟が決定する事項に対して競技者が不服申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることとすることを決議している。</li> <li>・連盟の「スポーツ仲裁に関する規則」は、2004年7月10日に開催した財団法人日本セーリング連盟2004年度通常第二回理事会にて決議された同内容について、連盟が公益財団法人移行時に新定款を制定したことに伴い、従来旧寄附行為の下に制定されていた下位規程等の新設、見直しを行うにあたり、規則として新設したものである。</li> <li>・スポーツ仲裁の利用にあたって、日本スポーツ仲裁機構の規則における申立期間に制限を加えていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年12月8日理事会議事録</li> <li>・スポーツ仲裁に関する規則</li> </ul>

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ仲裁の利用が可能であることを、連盟ホームページに当該理事会決議を公表することにより、処分対象者に通知している。</li> <li>・スポーツ仲裁の利用が可能であることについて、連盟ホームページにおいてより分かりやすい公開方法を検討するとともに、不服申立等の具体的告知手続きについては、2022年中を目処に検討し策定実施する。</li> </ul>	・スポーツ仲裁に関する規則
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟では、過去4年間に外部調査委員会は設置していない。</li> <li>・リスク管理規程を定め、危機管理に関する各種手続き等を定めており、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。</li> <li>・大会中はもとより練習中の死亡事故を含む重大な事故が発生する可能性の高い競技であることから、連盟において事故の事前・事後対策をまとめた危機管理マニュアル（安全対策・緊急対応フローチャート）を作成し、これを連盟ホームページにおいて公表し、周知徹底を図っている。</li> <li>・不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れは現在のリスク管理規程には含まれていないため、今後2023年度中をめどに検討を行い、関連規定の改訂、及び必要に応じて不祥事に特化した危機管理マニュアルの策定を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理規程</li> <li>・2014年12月理事会報告「安全・危機管理WG提言書1」</li> <li>・2016年2月理事会報告「安全・危機管理WG提言書2」</li> <li>・2016年3月連盟ホームページ公表「安全対策・緊急対応フローチャート（インショアレース）」</li> <li>・2016年3月連盟ホームページ公表「安全対策・緊急対応フローチャート（オフショアレース）」</li> </ul>
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理規程第11条から第24条において、特定の緊急事態が発生した場合には、会長を室長とする緊急事態対策室を設置し、以下を行うこととしている。</li> <li>(1) 情報の収集・確認・分析</li> <li>(2) 応急処置の決定、指示</li> <li>(3) 原因の究明、及び対策基本方針の決定</li> <li>(4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定</li> <li>(5) 連盟内連絡の内容、時期、方法の決定</li> <li>(6) 対策室からの指示、連絡が出来ない場合の代替措置の決定</li> <li>(7) 対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認</li> <li>(8) その他、必要事項の決定</li> </ul>	・リスク管理規程
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟では、過去4年間に外部調査委員会は設置していない。</li> </ul>	・リスク管理規程

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規則第5条において、加盟団体の義務を規定し、第6条第2項において「加盟団体が第4条の条件を失い、もしくは第5条の義務を怠り又は加盟団体として不適当と認められた場合には、理事会は4分の3以上の決議と評議員会の同意を得て、加盟団体の資格を取り消すことができる。」と規定している。</li> <li>・年に1回、連盟加盟団体代表者会議を開催し、ガバナンスの確保、コンプライアンス強化等に係る情報共有に努めている。</li> <li>・現行の運営規則では、連盟と加盟団体との間の権利、義務が必ずしも明確となっていないことから、2024年度中をめどに加盟団体規程の新設を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規則</li> </ul>
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1回、連盟加盟団体代表者会議を開催し、ガバナンスの確保、コンプライアンス強化等に係る情報共有に努めている。</li> <li>・2019年度は、加盟団体理事長クラスを対象としたコンプライアンス研修を2回にわたり実施することにより、加盟団体等の組織運営、業務執行についてガバナンス、インテグリティ、コンプライアンス順守の重要性について指導、支援を行った。(2020年度は、1月及び2月に開催予定。)</li> <li>・現状の連盟加盟団体に対する指導、支援は必ずしも十分行われているとは言えないことから、2024年度中をめどに加盟団体規程の新設による加盟団体の権利、義務の明確化を行うとともに、連盟による指導、支援の充実を図っていく。当面は、多数を占める任意団体である加盟団体を対象として、組織運営に必要な規程の整備等について、情報提供を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度及び2020年度コンプライアンス研修実施に関する資料(開催要項等)</li> <li>・2020年度コンプライアンス研修実施に関する資料</li> </ul>